

**THE LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN**

[2018年3月度関東月例研究会のご案内]

**知的財産取引を巡る税務問題**

**～発明報奨金、ライセンス契約と源泉徴収・租税条約、移転価格税制など～**

**関東月例研究会：2018年3月5日（月）**

講 師：岩品　信明　氏

（TMI総合法律事務所　弁護士・税理士）

拝啓　会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

　また、平素より当協会の活動にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、２０１８年３月の関東月例研究会は、TMI総合法律事務所の弁護士・税理士の岩品信明氏をお招きして、知的財産を巡る税務問題全般についてご講演頂くこととなりました。

ご承知のとおり、知的財産部門は、知的財産権の創出、管理や有効活用を主たる任務としていますが、それら一連の業務を検討、遂行する上で、さまざまな税務問題に直面することも少なくありません。

　また、海外のグローバル企業においては、知的財産権の譲渡とロイヤルティの支払いを通じで税率の低い国に知的財産権による利益を集約し、結果として、グループの税負担割合を大幅に低下させる新しい動きが知られています。日本企業においても知的財産権をグループ内で再編し、競争力を高める工夫をしていかなければ、こうした海外グローバル企業との競争に伍して行けない恐れもあります。その検討にあたっては、知的財産部門として、知的財産権を巡る税務問題を理解しておくことが非常に有益だと思われます。

今回の講演では、①発明報奨金の税務上の取り扱い、②ロイヤルティ・譲渡対価を支払う場合の源泉徴収義務と租税条約、③海外関連企業との間で行われる知的財産権の譲渡対価・ロイヤルティ料率の算定を巡る移転価格税制、④知的財産権のグループ内再編に伴う税務上の諸課題など、知的財産取引に伴って生じる税務問題全般について解説をいただく予定です。

講師の岩品氏は、東京国税局への出向経験もあり、税務実務に詳しい日本におけるTax Lawyerの先駆的存在として、幅広くご活躍されております。今回の講演は、知財部門はもちろん、企業の財務部門、経営企画関係者にとっても非常に有益な機会だと考えます。是非、関係部門へもお伝えいただき、奮って多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

また、月例会の終了後に講師を囲んで簡単な懇親会を開催致します。ご都合の許すかぎり、併せ懇親会にもご出席いただき、講師並びに出席者との意見・情報交換の場としてご活用いただくようお願い申し上げます。

敬具

＊本月例研究会は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目２．５単位が認められる見込みです。

**[関東月例研究会]**

**１．研究会**

|  |  |
| --- | --- |
| と　き： | ２０１８年３月５日（月） １４：００－１７：００ |
| ところ： | 飯田橋　東京理科大学「森戸記念館」　　東京都新宿区神楽坂４－２－２<https://www.tus.ac.jp/tlo/new/pdf/event_20121030_map.pdf> |
| 講　師： | 岩品信明氏（TMI総合法律事務所　弁護士・税理士） |
| 司 会： | 大曲裕治　（ロースウェル・フィッグ特許法律事務所　シニア・アドバイザー） |
| 参加費： | ＬＥＳ会員　　 ５,０００円 （同一組織のメンバーを含む）継続会員　　　 ２,０００円一般　　　　　１０,０００円 |

**２．懇親会**

と　き：　２０１８年３月５日（月）　１７：１０－１８：００

ところ：　　飯田橋　東京理科大学　「理窓倶楽部」（PORTA　神楽坂６F）

参加費：　１，５００円

**３．［参加申し込み］**

申込期限：３月２日（金）

＊LESJウェブサイト　<http://www.lesj.org/contents/japanese/02_1getsu.html>

または、下記FAX用紙にて、本部事務局宛お申込み下さい。

-----------------------------------------------------------------------

日本ライセンス協会本部 　　担当：阿部利昭　行

ＦＡＸ：０３－３５９５－０４８５

**３月度関東月例研究会（３月５日）**に参加申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○参加、×不参加 | 参加者氏名 | 団体名／所属･役職住所／TEL・FAX（注１） | 継続会員は○印を記入（注２） |
| 研究会 | 懇親会 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注１）会員名簿に記載の所属団体名･役職･住所等に変更のない方は氏名のみで結構です。

（注２）継続会員とは、55歳を超えて勤務先を退職した後も個人で会員資格を継続し、特別の年会費（2万円）を適用されている正会員です。（詳細は会員名簿の規則または[ホームページ](http://www.lesj.org/contents/japanese/05_1nyu.html)をご参照ください。